

景観法とは？

景観法は、平成16年12月17日に施行された新しい法律です。

基本理念

良好な景観形成を図ることが目的

国民共通の資産として整備及び保全を図る
地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動との調和を図る
地域の個性を伸ばすよう、多様な形成を図る
市民、事業者、行政の協働
保全だけでなく創出も含む

責 務

市民 良好な景観の形成に積極的な役割を果たし、市の施策に協力
事業者 良好な景観の形成に自ら努め、市の施策に協力
三郷市 その地域に応じた施策を策定・実施
国 良好な景観形成に関する施策を総合的に策定・実施

三郷市の現況

三郷市の取り組み

